

原発事故当時福島県外で生活していた申立人夫婦について、申立人夫が平成23年3月末をもって勤務先を定年退職し、それ以降夫婦で自主的避難等対象区域（いわき市）所在の申立人夫所有の住宅で生活することが原発事故以前から予定されていたこと、実際に平成23年4月以降上記の住宅で生活していること等の事情を考慮し、原発事故発生時に自主的避難等対象区域内に住居があった者と同様に、中間指針第五次追補第3の目安額（20万円）どおりの自主的避難等に係る損害（精神的損害、生活費増加費用及び移動費用）の賠償が認められた事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2（併せて、以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

1 損害項目

(1) 申立人X1

精神的損害、生活費増加費用及び移動費用（中間指針第五次追補「第3」）

(2) 申立人X2

精神的損害、生活費増加費用及び移動費用（中間指針第五次追補「第3」）

2 期間

(1) 上記(1)について

平成23年3月11日から同年12月末日まで

(2) 上記(2)について

平成23年3月11日から同年12月末日まで

第2 和解金額

被申立人は、第1の1項記載の損害項目（第1の2項記載の期間に限る。）についての和解金として、申立人らに対し、金400,000円の支払義務があることを認める。

（内訳）

(1) 申立人X1

精神的損害、生活費増加費用及び移動費用（中間指針第五次追補「第3」）
金200,000円

(2) 申立人X2

精神的損害、生活費増加費用及び移動費用(中間指針第五次追補「第3」)
金200,000円

第3 支払方法
(省略)

第4 手続費用
本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

第5 清算条項

申立人らと被申立人は、第1の1項記載の損害項目(第1の2項記載の期間に限る。)について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名(記名)・押印の上、申立人らと被申立人が各1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和5年7月5日

(仲介委員 松田 隆太郎)